

「諏訪の国」ブランド認定制度 募集要項

1. 諏訪の国ブランドとは

< 諏訪の国が目指すブランドアイデンティティ >

諏訪湖を擁するハヶ岳山麓に広がる六市町村に暮らす人々の文化圏。

大自然の神秘の力を感じさせる景観、御柱、文化など

日本の中でも独特な体験に触れることができる場所。

2. 諏訪の国ブランド認定の目的

岡谷市・諏訪市・茅野市・下諏訪町・富士見町・原村域内（以下、「諏訪の国域内」とする）特有の「自然」「伝統」「文化」といった資産をもとに創意工夫によって開発され、ブランドアイデンティティを体現するようなモノやコトなどを、認定基準に基づいて諏訪の国ブランド商品として認定します。諏訪の国ブランドの認知を域内・域外に広め、ブランド価値の向上を通して諏訪地域の魅力発信と活性化を目的とします。

3. 募集内容

（１）認定対象

モノ	：食関連（食材、調味料、料理、加工食品、飲料）、ものづくり（工芸・クラフト）など
コト	：祭り、食文化、イベント、ツアー、体験プログラムなど

（２）申請要件

以下の①～③いずれかを満たすことを申請にあたっての要件とします。

- ① 諏訪の国域内で生産または加工されたものであること。
- ② 諏訪の国域内の原材料をもちいたものであること。
- ③ 諏訪の国域内で体験できる、享受できるサービスであること。

4. 認定の有効期間

認定の有効期間は、認定日から２年間を経過した日の属する年度の３月３１日までとなります。再認定を受けるためには再度申請が必要となります。

（例）令和９年２月認定の場合、認定の有効期間は令和９年２月～令和１１年３月３１日までとなります。

5. 申請方法

(1) 申請期間

令和8年10月1日(木)～令和8年11月30日(月) 17:15必着

(2) 申請書類

諏訪地方観光連盟ホームページから申請書類等の必要書類をダウンロードできます。

<https://www.suwa-tourism.jp/news/2239/>

(3) 提出物

- ① 諏訪の国ブランド認定申請書
- ② 申請者の概要がわかる資料(会社案内、事業概要等)
- ③ 生産、製造、開発・加工またはサービスの提供拠点が諏訪の国域内にあることを示す資料
- ④ 審査用サンプル ※申請後、後日提出いただきます。

(4) 提出先

諏訪地方観光連盟事務局

住所：〒392-8511 長野県諏訪市高島1-22-30 諏訪市役所観光課内

[TEL:0266-52-4141](tel:0266-52-4141) メール：kankou@city.suwa.lg.jp

6. 審査方法

(1) 審査会

ブランド認定にあたり、審査会(諏訪地方観光連盟で構成された審査員による1次審査と、諏訪地方観光連盟の会長・副会長による2次審査)を開催し、認定基準に則り審査します。審査会で認められた申請のみがブランド認定されます。

(2) 認定コンセプト、認定基準

以下の認定コンセプトと認定基準に則り、審査会で審査します。

<認定コンセプト>

諏訪の国の、神秘の力が詰まっている。

■諏訪の国の大自然の力が込められている

…諏訪エリアの農林水産業・醸造をはじめ、製造業においても

諏訪の自然環境を活かし「諏訪の国」らしさが伝わるものであること。

■諏訪の国の暮らし・文化を背景に、創意工夫によって新たな価値を付加している

…伝統そのものに留まらず、創意工夫により人びとへの新しい提案や革新性があること。

■諏訪の国ならではのストーリーを有している

…なぜ諏訪の国でうまれたか、どんな想いや手法で生産/提供しているかが語れ、
諏訪の国の知名度、イメージアップへの貢献が期待できること。

<認定基準>

共通項目	(A) 地域特性・ストーリー性 ・諏訪の国特有の地域特性（自然、伝統、歴史、文化、風土、技術、素材など）とストーリー性を有していること。 ・地域の暮らしに根付き、諏訪を代表するものであること。 (B) 創造性・優位性 ・品質や機能、価値等の面で他類似品・サービス等との差別化が図られ、創意工夫により新たな価値を創出していること。 ・魅力あるネーミングやデザインなど、PR 方法に工夫や特徴があること。 (C) 地域への貢献度 ・諏訪の国の知名度・イメージ向上に寄与するものであり、諏訪の国ブランドの育成活動に意欲的であること。 ・地域における SDGs および社会課題に貢献する取り組みを行っていること。
カテゴリ別	(D) モノ部門（市場性・信頼性・安全性） ・価格設定や想定ターゲットが妥当であり、販売方法・体制が確立されていること。 ・商品の品質に対する取り組みや安全性（素材、材質、提供体制など）が確保されていること。 (D) コト部門（市場性・持続性・将来性） ・価格設定や想定ターゲットが妥当であり、将来的にわたり持続的に提供・拡大できる体制が整っていること。 ・十分な集客実績がある、または将来見込まれること。

(3) 認定の対象外

以下の①～⑥のいずれかに該当すると認められる場合は、認定の対象外とします。

- ① 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- ② 特定の政治活動、思想活動又は宗教活動を助長するおそれがあると認められるとき。
- ③ 自己の信用を高めるために利用すると認められるとき。
- ④ 自己の商標、意匠その他これに類するものとして利用すると認められるとき。
- ⑤ 諏訪地方観光連盟及びブランド認定ロゴマークをおとしめると認められるとき。
- ⑥ その他諏訪地方観光連盟が不適当と認めるとき。

(4) 認定結果

審査会の結果は、後日事務局より申請者に通達します。

7. 認定のメリット

(1) 諏訪の国ブランド認定ロゴマークの使用

認定品は、「諏訪の国ブランド認定ロゴマーク」の表記を商材や販促物、店頭販売およびネットショップや各種展示会、SNS 等での情報発信などの広報・販売に使用することができます。



(2) 諏訪の国域内外に向けた積極的な情報発信

認定品は、諏訪地方観光連盟が運営する諏訪の国ホームページや宣伝ツール等に掲載させていただき、販路拡大や魅力発信を支援します。

(3) 事業連携

認定品は、今後諏訪地方観光連盟の進める事業において積極的に連携させていただき、販路拡大や魅力発信を支援します。

8. 認定の取り消し

以下の①～③のいずれかに該当すると認められる場合は、認定を取り消します。

- ① 認定品が認定基準に適合しなくなったと認められるとき。
- ② 虚偽の申請により認定を受けたとき。
- ③ 申請者が取り下げるとき。

9. 留意事項

- ・ 申請書等の提出された書類は返却いたしません。
- ・ 審査の途中経過及び審査結果に関するお問い合わせには一切応じかねますので、ご了承ください。

10. 問い合わせ先

諏訪地方観光連盟事務局

住所：〒392-8511 長野県諏訪市高島1-22-30 諏訪市役所観光課内

[TEL:0266-52-4141](tel:0266-52-4141) メール：kankou@city.suwa.lg.jp